

指定 介護予防 短期入所生活介護事業所重要事項説明書

(介 護 予 防 シ ョ ー ト ス テ イ)

当事業者は介護保険の指定を受けています。
短期入所生活介護（兵庫県指定 第3326号）
事業所指定番号 2873500066

当事業所はご契約者（以下「入居者」という）に対して短期入所生活介護サービスを提供させていただくにあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 事業所名 | 特別養護老人ホーム 光寿園 |
| (2) 所在地 | 兵庫県姫路市夢前町塩田 1 1 8 番地 1 |
| (3) 連絡先 | 電話番号 079-336-1101 F A X 番号 079-336-1102 |
| (4) 管理者 | 津 田 剛 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 5 5 年 8 月 1 日 |
| (6) 事業所の運営方針 | 介護保険法令に従い、入居者が要支援状態となった場合、居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活のお世話及び機能回復訓練を行うことにより、入居者の心身の機能の維持並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを運営の基本とします。
入居者の意志及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 |
| (7) 事業所周辺状況 | 姫路駅から約 1 7 km、塩田バス停留所から北へ徒歩 5 分で、山々の緑にかこまれ、居室の日当たりは充分で明るく閑静な住環境の整った場所にあります。 |

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室	80 室	10.70m ² ～12.02 m ²
共同生活室	8 室	43.63～51.12m ²
地域交流スペース	2 箇所	33.87 m ²
浴 室	6 室	一般浴室 4室 機械浴室（気泡バブラー特殊浴槽） 2室

☆居室の変更：入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

2. 職員の配置状況

管理者（施設長）	1 名
事務長	1 名
事務員	3 名以上
生活相談員	1 名以上
介護職員	24 名以上
看護職員	3 名以上
栄養士	1 名
調理員（委託）	
機能訓練指導員	1 名以上
介護支援専門員	1 名以上
嘱託医師	1 名（非常勤）

(2) 配置職員の職務内容

管理者（施設長）	施設の業務を統括します。
事務長	施設の庶務、会計事務の統括します
事務員	施設の庶務、会計事務を行います。
生活相談員	入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、適宜生活支援を行います。
介護職員	入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談援助を行います。

看護職員	嘱託医師の診療補助及び医師の指導を受けて入居者の看護、保健衛生業務を行い、日常生活上の介護も行います。
栄養士	給食管理、入居者の栄養指導を行います。
調理員	栄養士の指示を受けて入居者の給食業務を行います。
機能訓練指導員	入居者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導を行います。
介護支援専門員	入居者の介護支援に関する業務を行います。
嘱託医師	入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導を行います。

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 受付時間等 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

居宅介護支援事業所等との連絡をとり、ケアプランに沿った受け入れを行います。

緊急を要する場合は、随時利用していただくことも可能です。利用の変更や取消しは前々日迄にご連絡下さい。

4. 利用定員、通常の実施地域

1 日の利用定員 1 0 人

通常の実施地域は、姫路市夢前町、香寺町、御立、田寺、書写、書写台、刀出、打越、六角になります。

5. 提供するサービスの概要

(1) 身体介護

健康チェックにより 1 週間に 2 回以上入浴できる方の入浴または見守り介助を行います。寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴をすることが出来ます。健康状態からして入浴できない方には清拭を行います。

(2) 食事の提供

- ・栄養士の立てる献立表により栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・身体の状況に応じて必要な食事介助も行います。
- ・入居者の自立支援のため離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食： 7 : 3 0 ~ 昼食： 1 2 : 0 0 ~ 夕食： 1 7 : 3 0 ~

(3)機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練も随時行います。

(4)健康管理

- ・嘱託医師や看護職員が、常に入居者の健康状態の把握に努め、必要に応じて検査や適切な措置を講じて、健康管理を行います。

(5)その他自立への支援

- ・体操、レクリエーション、音楽療法を行い心身の健康を図ります。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(6)利用料金

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。）

要支援度	要支援 1	要支援 2
1. サービス利用単位	5 2 9	6 5 6
2. サービス利用料金	5, 3 7 9 円	6, 6 7 1 円
3. うち、介護保険から給付される金額	4, 8 4 1 円	5, 9 4 0 円
4. サービス利用に係る自己負担額（2－3）	5 3 8 円	6 6 8 円
5. 滞在費	2, 0 6 6 円	
6. 食費	1, 6 0 0 円	
7. 自己負担合計（4＋5＋6）	4, 2 0 4 円	4, 3 3 4 円

なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて入居者負担の軽減措置がありますので、実際に負担いただく額は、以下の表のとおりとなります。

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金

①入居者負担第1段階：例）生活保護受給者

要支援度	要支援 1	要支援 2
1. サービス利用単位	5 2 9	6 5 6
2. サービス利用料金	5, 3 7 9 円	6, 6 7 1 円
3. うち、介護保険から給付される金額	4, 8 4 1 円	5, 9 4 0 円
4. サービス利用に係る自己負担額（2－3）	5 3 8 円	6 6 8 円
5. 滞在費	8 8 0 円	
6. 食費	3 0 0 円	
7. 自己負担合計（4＋5＋6）	1, 7 1 8 円	1, 8 4 8 円

②入居者負担第2段階：例) 年金80万円以下の者

要支援度	要支援1	要支援2
1. サービス利用単位	529	656
2. サービス利用料金	5,379 円	6,671 円
3. うち、介護保険から給付される金額	4,841 円	5,940 円
4. サービス利用に係る自己負担額 (2-3)	538 円	668 円
5. 滞在費	880円	
6. 食費	600円	
7. 自己負担合計 (4+5+6)	2,018円	2,148円

③入居者負担第3段階：例) 年金80万円超120万円以下の者

要支援度	要支援1	要支援2
1. サービス利用単位	529	656
2. サービス利用料金	5,379 円	6,671 円
3. うち、介護保険から給付される金額	4,841 円	5,940 円
4. サービス利用に係る自己負担額 (2-3)	538 円	668 円
5. 滞在費	1,370円	
6. 食費	1,000円	
7. 自己負担合計 (4+5+6)	2,908円	3,038円

入居者負担第3段階：例) 年金120万円超の者

要支援度	要支援1	要支援2
1. サービス利用単位	529	656
2. サービス利用料金	5,379 円	6,671 円
3. うち、介護保険から給付される金額	4,841 円	5,940 円
4. サービス利用に係る自己負担額 (2-3)	538 円	668 円
5. 滞在費	1,370円	
6. 食費	1,300円	
7. 自己負担合計 (4+5+6)	3,208円	3,338円

- (1) 入居者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎を必要とされたときには片道188円
(自己負担額相当の金額)をお支払い下さい。
- (2) 通常の事業実施地域以外の市町にお住まいの方で(1)の送迎を必要とされたときは別に
片道250円の実費を頂きます。※基本的に送迎範囲外は家族様送迎となります。
- (3) 介護職員処遇改善加算 所定単位数×11.3%×10.17円/日(上の表には含まれておりません)
サービス提供体制加算(※体制が整い次第) 7円(上の表には含まれておりません)

6. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(1) 食費（基準額）

朝食 360 円、昼食 620 円、夕食 620 円をお支払い下さい。

(2) 滞在費（基準額）

2,066 円／日（個室相当）

(3) 理 髪

月 2 回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金（1 回あたり）2,200 円

ショート利用初日にお申し込み下さい。

(4) 日常生活品

日常生活の購入代金等入居者の日常生活の要する費用で入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。但し契約時に用意して頂く物としてご説明しています衣類、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品については持参して下さい。

紙パンツや紙オムツ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(5) 複写物の交付

入居者はサービス提供についての記録その他複写物を必要とされる場合には無料でお渡しいたします。

7. 利用料金のお支払い

(1) 前記 5、6 の料金・費用は 1 か月毎に計算し、ご請求しますので、翌月末日までにお支払い下さい。

(2) 入居者が要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画がされていない場合にはサービス料金をいったん支払っていただき、要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

この場合、入居者が保険給付の申請に必要な「サービス提供証明書」を交付します。

下記指定口座への振り込み

<金融機関> 兵庫西農協協同組合

<支店名> 置塩店

< 口座番号> 0023151

<預金種別> 普通預金

<口座名義> ショートステイ 光寿園

8. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は入居者の希望により、施設の嘱託医師においての診療や又必要に応じて次の協力医療機関で入院治療を受けることが出来ます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記 医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

厚生病院

入江病院

八家病院

あさの整形外科医院

※なお、ご本人の状況によりショートステイの利用を中止させて頂く場合があります。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①入居者が死亡した場合
- ②要介護認定により入居者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥入居者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 入居者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、入居者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに申し出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③入居者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④入居者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①入居者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入居者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入居者の行動が他の入居者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、入居者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

10. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、入居者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護に配慮するなど入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご入居者の生命、身体の安全に配慮します。
- ②ご入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご入居者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご入居者に対して、随時避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、コピー代は無料となります。
- ⑤ご入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご入居者または他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご入居者へのサービス提供時において、ご入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに嘱託医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご入居者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご入居者の心身等の情報を提供します。
また、ご入居者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご入居者の同意を得ます。

1 1. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

小動物、家具、仏壇等

(2) 喫煙・飲酒の制限

施設内外において喫煙・飲酒はできません。

1 2. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意または過失が認められ、且つ入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

当事業所ではあいおい損保福祉サービス総合補償制度に加入しています。

1 3. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 光寿園事務所

○受付時間 毎日

9時～18時

○ご利用法 電話 (079) 336-1101

FAX (079) 336-1102

苦情箱 玄関に設置

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地： 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00～17:15 月～金
○姫路市介護保険課	所在地： 姫路市安田4丁目1番地 電話番号 (079) 221-2387・2490 受付時間 9:00～17:00 月～金

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 特別養護老人ホーム 光寿園

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

契約者（入居者）

住所 〒

氏名 印

私は契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 〒

氏名 印

(契約者との関係)

立会人

住所 〒

氏名 印

(契約者との続柄)